

(案)

令和 3 年 6 月 日

奈良県知事 殿

奈良県環境審議会
会長 樋口 能士奈良市新クリーンセンター建設に係る
計画段階環境配慮書に対する意見について (答申)

令和 3 年 2 月 8 日付環政第 450 号により本審議会に諮問のあった「奈良市新クリーンセンター建設」(以下「対象事業」という。)に係る環境影響評価計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)について、本審議会及び環境影響評価審査部会において、奈良県環境影響評価技術指針等に沿って審議を行い、結論を得たので下記のとおり答申します。

記

配慮書に記載された対象事業の目的および内容は、奈良市(以下「事業者」という。)が奈良市七条地区(以下「対象事業実施想定区域」という。)において、廃棄物焼却施設を新設するものである。

対象事業実施想定区域の近傍は、住宅、学校及び病院が存在すること、浸水リスクを有する場所であることを踏まえ、事業者は周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮すること。

対象事業においては、配慮書段階では事業計画を検討・策定するとされている事項が多いことから、今後の事業計画等の策定にあたっては、必要に応じて関係機関と協議の上、環境影響評価方法書以降の図書において、環境への影響を調査、予測及び評価が適切に行われるとともに、以下の点に留意して環境影響の回避・低減のため十分な配慮を行うこと。

1 大気質について

ア 今後の環境影響評価にあたっては、実際に施設から排出されるガスの最大濃度を想定し、最大着地濃度を考慮した上で、予測・評価を適切に実施すること。

イ 施設の配置について、選定されている複数案に留まらず、対象事業実施想定区域の地理的条件等から予測される逆転層の形成についても十分考慮した上で、施設配置及び煙突の高さを検討し、環境影響評価を実施すること。

2 景観について

ア 施設の存在による景観への影響については、適切なフォトモンタージュを作成した上で、環境影響評価を実施すること。

イ 計画建物の大きさ、形状、デザインについて、対象事業実施想定区域及び周辺地域への浸水リスクを考慮し、現実的な地盤高を想定した上で、環境影響評価を実施すること。